

## 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする条例

昭和天皇の大喪の礼の行われる日は、埼玉西部環境保全組合職員の休日及び休暇に関する条例（昭和47年条例第8号）第2条及び埼玉西部環境保全組合職員の給与に関する条例（昭和47年条例第11号）第13条に規定する休日とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。